

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成 28 年 5 月 23 日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成 28 年 5 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成 28 年 6 月 3 日午前 0 時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。